

報 告 第 2 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 5 号

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年11月14日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

令和5年3月16日午前9時54分頃、主要地方道壬生川新居浜野田線（東雲町二丁目6番11号地先路上）において、ガソリンスタンドから発進した公用車と東進してきた相手方の自転車とが衝突。相手方が負傷し、車両を損傷した。

3 和解の内容

（1）新居浜市は、相手方に対し、負傷させたこと及び車両を損傷させたことに係る損害賠償債務として、金105万297円の支払義務があることを認める。

（2）相手方は、新居浜市に対し、損害賠償債務が無いものとして、支払義務を負わない。

(3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。